

令和 8 年 8 月 5 日（水） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 8 月 5 日（水曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- （６）議案第 6 号 非農地判断について
- （７）議案第 7 号 関市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（19 名）

1 番	伊佐地 真里子 君	2 番	早川 俊也 君	3 番	三輪 眞一 君
4 番	藤井 眞司 君	5 番	西村 三一 君	6 番	奥田 由美 君
7 番	大野 久司 君	8 番	池村 昭浩 君	9 番	土屋 智裕 君
10 番	尾口 育代 君	11 番	足立 武士 君	12 番	後藤 道隆 君
13 番	後藤 孝治 君	14 番	後藤 光一 君	15 番	國光 勝 君
16 番	中島 立美 君	17 番	山田 達史 君	18 番	長屋 浩人 君
19 番	田内 重敏 君				

○委員以外の出席者（5 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 池村 駿 君
農林課主幹 吉田 浩之 君
農林課主任主査 深川 喜正 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、山田会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

本日は委員全員の出席をいただいております。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。3番 三輪委員、4番 藤井委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、3件の申請がありましたので審議を求めるというものです。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は大杉交差点から西に1100mから1300mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4筆 3177㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図るというものでございます。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は小瀬グラウンドから東に400mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1612㎡
申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというものの。
譲受人は、農業経営の拡大を図るというものでございます。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は武芸川浄化センターから東に100mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1653㎡。
申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというものの。
譲受人は、農業経営の拡大を図るというものでございます。

営農計画書が提出されておりましたが、事務局で確認したところ、新たな営農計画書が提出され、内容は水稻となっています。基幹作業の一部を委託するものとなっており、細目書等は譲受人が提出するという内容になっております。

以上、3件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして早川委員、ございますか。

○2番（早川 俊也 君）

申請者はすでに農地を所有し営農しており、申請内容に問題はないかと思います。
資料のとおり、4筆のうち1筆はすでに水稻されており、2筆は休耕、もう1筆は出入りが難しいかと思いましたが、申請者で工夫がされるようなので問題ないかと思います。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 武士 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

3 番の案件につきまして、後藤 道隆委員、ございますか。

○12 番（後藤 道隆 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑あり）

○9 番（土屋 智裕 君）

3 番の案件ですが、すでに多くの面積を持っており、新たに土地を取得されるということです。所有する土地の多くが利用権設定をされており、今回も取得後に利用権設定をするように考えられます。許可後にどのように確認をされるのでしょうか。また、資産保有のために取得したとならないためにも、確認が必要かと思いますがいかがでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

取得した農地の管理については、事務局でも確認を必ずいたします。また今後、新たに取得する申請が出てきた際には、営農計画書をより厳しく精査、聞き取りをしていきたいと思います。

○議長（山田 達史 君）

先程、営農計画書を再提出により事務局で再確認されたということですが、通常の水管理は耕作者がするのでしょうか、所有者でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

確認できておりません。

○9 番（土屋 智裕 君）

田植えのあとに管理となっており、今後、受人が営農することがわかるように明確に記載する必要があるのではないのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

受人が経営するということを記載するよう、今後対応していきます。

○議長（山田 達史 君）

質疑もないようですので、これより議案第 1 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 4 条の規定により、5 件の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は天神公民センターから南西に 3 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 畑 3 6 2 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅としてというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は野田集会場から西に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 8 1 2 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は共同住宅（駐車場）でございます。

申請人は、共同住宅（駐車場）として使用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は長良川鉄道関口駅から南西に 3 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 畑一部宅地 1 4 8 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は倉庫及び貸駐車場でございます。

申請人は、自己用倉庫及び貸駐車場として使用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、不詳より一部宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見 IC 料金所から東に 6 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 2 2 8 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は農業用倉庫・農業用車庫 でございます。

申請人は、農業用の倉庫及び車庫として使用する というものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、1 0 年前より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は側島公民館から北西に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 155㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭）でございます。

申請人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、平成27年より自己用住宅の庭として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、5件につきましてご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、伊佐地委員、ございますか。

○1番（伊佐地 真里子 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件につきまして、早川委員、ございますか。

○2番（早川 俊也 君）

5ページの地図と写真をご覧くださいますと、ため池から水路を引いてきて申請地の南側と西側を通って、水路がつながっておりますが、水路が申請地の入口で水路が分断されているように見受けられ、出口はU字こうがあり水が流れ出るようにはなっております。水路の確保をしっかりといただきたいと思います。

隣地については、耕作されておりましたが、計画図をみるとブロック積みにより土砂の流出を防ぐとなっておりますが、段差があるため、本当に防除することができるか、影響がないか確認をいただきたいと思います。

○議長（山田 達史 君）

3番の案件につきまして、奥田委員、ございますか。

○ 6 番（奥田 由美 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

4 番の案件につきまして、後藤道隆委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 道隆 君）

特に問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

5 番の案件につきまして、後藤光一委員、ございますか。

○ 1 4 番（後藤 光一 君）

始末書の内容のとおりであると確認しており、以前は柿畑として利用していたということが確認できております。また、8 ページのとおり、現在の利用状況も確認できておりますので、問題ないかと思います。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

2 番の案件について、盛土規制法の適用となるか確認させてください。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

盛土規制法の適用にならないと確認しております。

○ 9 番（土屋 智裕 君）

盛土規制法が適用となればそのように対応されるかと思いますが、そうでなければ確認する必要があるかと思いましたので発言しました。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

2 番の擁壁についてですが、ブロック積みですが鉄筋や基礎を L 型構造にするなど強度を持たせると確認しております。

排水につきましては、代理人を通して意見があったことを伝えます。

○ 2 番（早川 俊也 君）

現地を確認すると、ため池から申請地手前まで草刈りなどをして水路の維持をされておりますが、申請地の入口でそうでは無いように見受けられますので確認をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、11件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は3ページ、位置図は9ページになります。

申請地は天神公民センターから南に500mに位置する

登記・現況地目 田 233㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は共同住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、共同住宅の駐車場として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は市立富岡小学校から南からに400mに位置する

登記・現況地目 田 717㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地建物取引業等を営んでおり、分譲住宅（2区画2棟）として使用する という
ものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は市立富岡小学校から南に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 977㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は美容業店舗でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、美容室の経営等を営んでおり、美容業店舗として使用するというものでござい
ます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は4ページ、位置図は12ページになります。

申請地は市立富岡小学校から西に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 492㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は市立富岡小学校から西に700mに位置する

登記地目 田・畑・山林・原野 現況地目 畑 8筆 1925㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（8区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、住宅地の開発造成業等を営んでおり、宅地分譲（8区画）として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

議案は5ページ、位置図は14ページになります。

申請地は市立富野小学校の北側隣接に位置する

登記地目 田・畑 現況地目 雑種地 216㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は刃物研磨業駐車場でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、刃物研磨業を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、平成11年頃より駐車場として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7 番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は関警察署から北東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 257㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 372㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築工事業等を営んでおり、分譲住宅（2区画2棟）として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、雑種地として利用されておりますが、転用許可済みです。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

9 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見IC料金所から東に600mに位置する

登記・現況地目 田 268㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

10番の案件

議案は10ページ、位置図は18ページになります。

申請地は市立西部保育園から東に500mに位置する

登記・現況地目 田 349㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は関市役所西部支所から南西に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 62㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、令和7年より宅地として利用されており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、11件について、ご審議お願いします。

○議長 （山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番、3番、4番、5番の案件につきまして、伊佐地委員、ございますか。

○ 1 番（伊佐地 真里子 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

6 番の案件につきまして、三輪委員、ございますか。

○職務代理（三輪 眞一 君）

現地の状況、周辺の状況を確認いたしましたが、特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

7 番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○ 1 0 番（尾口 育代 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

8 番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○ 1 1 番（足立 武士 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

9 番の案件につきまして、後藤 道隆委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 道隆 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

1 0 番、1 1 番の案件につきまして、後藤 孝治委員、ございますか。

○ 1 3 番（後藤 孝治 君）

特に意見はありません。

○議長 （山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

1 1 番の案件ですが、非常に面積が少ないですが、この申請地に建てるのかそれとも周辺の土地も含めて建てるのか、どのようにされるのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

1 9 ページの位置図を確認いただきますと、周辺の土地を青く囲っており、一体利用となっております。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

青く囲ってある部分は宅地ということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

青く囲ってある部分は宅地であり、合計すると 2 9 1 . 6 1 m²です。

○議長 （山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 3 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は7ページ、位置図は20ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から南に200mに位置する

現況地目 雑種地 372㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は、別庭として計画していましたが、譲受人から分譲住宅（2区画2棟）として使用したいとの申出があったため、事業計画変更となりました。

5条8番の同時承認案件になります。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

すでに5条進達が決定しましたが、5条許可と同時許可案件なので、許可後に事業計画変更を審議するのではなく、今後は一体的に審議したほうが良いのではないのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

説明の順番等を、次回の総会より改正いたします。

○9番（土屋 智裕 君）

切り離れたうえで、同時にしていただいた方がよいかと思います。

○議長（山田 達史 君）

議案としては混在しても問題ないのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

事業計画の変更があった後に許可となりますが、関係機関と相談のうえ改正いたします。
ご指摘ありがとうございます。

○議長（山田 達史 君）

今の案件について、県等と相談して議案の順序を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第5号

農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は8ページになります。

使用貸借権設定が8筆 4657.28㎡でございます。

地区は、肥田瀬地区、小瀬地区、千疋地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

以上です。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

岐阜県農畜産公社に対して権利設定を受けるとのことですが、その後の行先についてお教え

ください。

○議長（山田 達史 君）

この議案につきましては、農地所有している方から畜産公社への利用権の設定を挙げておりますが、その先については決定しております。

事務局のわかる範囲で教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

肥田瀬の農地については〇〇、2番から4番小瀬地区は〇〇、5番から8番千足地区は〇〇が受けると決まっております。

○9番（土屋 智裕 君）

農業委員会として議論するのは、岐阜県畜産公社の設定についてで、その先は県で行うということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

そういうことです。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。

質疑がある方もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

議案第6号 非農地判断について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は9ページ、位置図は21ページになります。

位置図に訂正があります。2筆の非農地判断依頼がありましたが、1筆につきましては、地図作成後、すでに非農地判断がされておりましたので、審議はもう1筆となりますので訂正いたします。

下之保地区処理施設から東に500m

登記地目 田 現況地目 山林 1筆 89㎡。

2番の案件

位置図は22ページになります。

洞戸小学校から東に300m

登記地目 畑 現況地目 原野 3筆 454㎡。

3番の案件

議案は10ページ、位置図は23ページになります。

板取島口体育館から北東に400m

登記地目 畑 現況地目 山林 3筆 898㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、國光委員、ございますか。

○15番（國光 勝 君）

現場を確認したところ、山裾の土地です。周辺の住民に確認したところ、相続により所有した土地で現所有者が管理に来たことはないと思われ、山裾のため耕作されていない状態が過去から続いているため、非農地判断して問題ないかと思います。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件につきまして、私の担当地区です。大雨の際には水がつくような土地でございますので、特に問題はございません。

○議長（山田 達史 君）

3番の案件につきまして、長屋委員、ございますか。

○18番（長屋 浩人 君）

特に意見はありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第6号につきまして、一括して採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

○議長（山田 達史 君）

議案第7号 関農業興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

関農業振興地域整備計画の変更について、農林課より説明いたします。

○関市農林課主任主査（深川 喜正 君）

それでは、「関農業振興地域整備計画の変更」についてご説明いたします。

農林課の深川と申します。よろしくお願いいたします。

優良農地を守るため、農地法による転用許可制度とあわせて、農振法に基づく農業振興地域制度が設けられています。関市では、この制度に基づき「関農業振興地域整備計画」を策定しております。

農用地区域内の農地は、まず農振除外の手続きが必要となり、除外後に農地転用の手続きへ進むことになります。

今年度からは、除外の申出受付を年2回とし、5月末と11月末を受付期限としています。

今回は、1回目となる5月末までに提出された申出についてご審議いただくものです。

今後は、関係機関との協議や県の同意、公告などの手続きを経て、整備計画を変更する予定でございます。

農振法では、計画変更に当たり、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされているため、本日、委員の皆様にご意見をお願いするものでございます。

農振除外の承認には、農振法第13条第2項に定める6つの要件をすべて満たす必要があります。なお、6要件については、資料として配布しております「農業振興地域制度の概要」の裏面に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

今回ご審議いただく案件は、基本的に6要件を満たしていると考えられるものとなっています。そのため、本日は重要となる第1号要件を中心に説明いたします。

第1号要件は、「必要性・適当性・農地法の許可」などがポイントとなります。

それでは、各案件について説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

除外1から4 4件について説明いたします。

富岡地区 整理番号1の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図1から4ページです。

関富岡駅から南に500mの農地340㎡になります。

農地の区分は関富岡駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と考えます。

目的は一般個人住宅になります。

転用許可要件は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、子供が生まれアパートが手狭になってきたことから、新たな住宅が必要。適当性につきましては、住宅駐車場2台、庭 合計340㎡が必要とされております。残地の705㎡は農地として利用する計画でございます。

6号要件に、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していることとされておりますが、肥田瀬用水の県営かんがい排水事業が令和5年度に着手され、令和7年度に完了しております。

当該土地改良事業の開始時点から事業終了までに、受益地から除外された場合は要件を満たすとの回答が県から得られています。申出地は令和7年度中に受益地から除外されておりますので、要件を満たすと考えます。

判定としましては、地区協議会を開催し、協議を行いました結果、当該案件は6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

富岡地区 整理番号2の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図5から8ページです。

関中央病院から東に400mの農地2990㎡になります。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に

2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

目的は金属加工業工場になります。

転用許可要件は、第3種農地であるため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、現在、金属加工工場を経営しており、現工場では手狭となっているため規模を拡大し新規採用を増やす計画もあります。適当性につきましては、工場、駐車場15台以上を確保するために、1800㎡～3000㎡の面積が必要であるとなっております。6号要件に、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していることとありますが、令和7年度中に受益地から除外されていますので要件を満たします。

判定としまして、地区協議会を開催し、事業計画等について事業者と協議した結果、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

関地区 整理番号3の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図9から12ページです。

稲口公民センターから北に350mの農地826㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は造園工事業資材置場になります。

転用許可要件は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、既存資材置場の返還に伴い、本社に隣接した代替資材置場を確保する必要があるため。適当性につきましては、重機、作業車の置場、残土置き場として800から900㎡必要であるというものでございます。

判定としまして、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

千疋地区 整理番号4の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図は13から16ページです。

千疋グラウンドから北西に600mの農地2081㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は建築資材製造業資材置場になります。

転用許可要件は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、事業拡大に伴う資材置場不足を解消し、工場に隣接した効率的な資材置場を確保する必要がある。適当性につきましては、碎石・砂利等の置場が1500から2300㎡必要であるとなっております。

判定としまして、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

ここまで4件についてご審議をお願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

2番ですが、申請面積と地図の地番に誤りがあるように見受けられますが、いかがでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

申請面積は2990㎡ですが、地番が誤っておりました。申し訳ございません。

○議長（山田 達史 君）

2番の案件については、訂正いたします。その他、質疑のある方はございませんか。

○9番（土屋 智裕 君）

1、2、3番の案件で、残地がある部分については所有権移転をしないということでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

はい、その通りです。

先程の2番の地番ですが、正しくは〇〇です。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はございませんか。質疑もないようですので、議案第7号の除外4件について、番号ごとに採決いたします。

1番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号1番は「意見無し」と回答することに決しました。

2番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号2番は「意見無し」と回答することに決しました。

3 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 3 番 は「意見無し」と回答することに決しました。

4 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 4 番 は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、説明を求めます。

○農林課（深川 喜正 君）

続きまして、除外 5 から 9 5 件について説明いたします。

洞戸地区 整理番号 5 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図 1 7 から 2 0 ページです。

ラステンほらどから西に 9 0 0 m の農地 2 9 5 5 . 6 m²になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は植林及び木材の伐採販売業倉庫になります。

転用許可要件は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、購入した山林と一体的に利用し、木材の保管・管理及び円滑な山林経営を行うため。適当性としましては、道路に隣接した一段の山林及び伐採の起点として山林経営を行うため 2 0 0 0 から 3 5 0 0 m²程度必要であるとなっております。

判定としまして、6 要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

洞戸地区 整理番号 6 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図 2 1 から 2 4 ページです。

洞戸事務所から東へ 5 0 0 m の農地 6 1 1 m²になります。

農地の区分は洞戸事務所から 5 0 0 m 以内にある農地であるため、第 2 種農地と考えます。

目的は一般個人住宅になります。

転用許可要件は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を

達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件につきましては、齢家族の介護・生活支援のため、実家に近接した住宅を建築する必要があるため。適当性につきましては、平屋建て住宅、駐車場 2 台、庭および車両回転場所で西側農地への進入路 6 0 0 m²程度必要となっております。

判定としまして、6 要件を満たし、除外しても差し支えないと市では考えます。

洞戸地区 整理番号 7 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図 2 5 から 2 8 ページです。

栗原集会所から西に 2 0 0 m の農地 2 2 3 m²になります。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は貸駐車場になります。

転用許可要件は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件としましては、路上駐車による周辺農地への支障及び交通安全上の課題を解消するため、有料駐車場を整備する必要となっております。適当性につきましては、一体利用地と合わせて 2 7 台分の駐車スペースが計画されております。

判定としまして、6 要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

洞戸地区 整理番号 8 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図 2 9 から 3 2 ページです。

洞戸運動公園から北東に 2 0 0 m の農地 1 2 4 m²になります。

農地種別は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は特別高圧送電線鉄塔敷地になります。

除外要件ですが、農振法に定める電気工作物と認められる場合は、6 要件に関係なく転用見込み、その他法令許可見込みがあれば速やかに農振除外することが適切な案件です。

申出の電気工作物は電気供給のための施設で公益性が高いと認められる事業であり、農振法第 1 0 条第 4 項に該当するため除外することを報告させていただきます。

洞戸地区 整理番号 9 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 1 ページ、位置図 3 3 から 3 6 ページです。

洞戸運動公園から東に 1 5 0 m の農地 2 3 9 m²になります。

農地種別の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

目的は特別高圧送電線鉄塔敷地になります。

整理番号 8 番と同様、農振法に定める電気工作物と認められる場合は、6 要件に関係なく転用見込み、その他法令許可見込みがあれば速やかに農振除外することが適切な案件です。

申出の電気工作物は電気供給のための施設で公益性が高いと認められる事業であり、農振法

第10条第4項に該当するため除外することを報告させていただきます。

以上5件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第7号の除外5件について、番号ごとに採決いたします。

5番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号5番は「意見無し」と回答することに決しました。

6番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号6番は「意見無し」と回答することに決しました。

7番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号7番は「意見無し」と回答することに決しました。

8番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号8番は「意見無し」と回答することに決しました。

9番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号9番 は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、説明を求めます。

○農林課（深川 喜正 君）

続きまして、除外10から13 4件について説明いたします。

板取地区 整理番号10の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図37から41ページです。

モネの池から北に100mの農地1071㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は貸駐車場兼店舗用駐車場になります。

転用許可要件は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件としまして、高齢者や足の不自由な方を含む観光客の利便性向上及び駐車場不足を解消する必要がある、適当性として、一体利用地を含めて32台分の駐車場700㎡から1000㎡が必要となっております。

判定としまして、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

武芸川地区 整理番号11の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図42から46ページです。

武芸川中学校から西に500mの農地317㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は農家住宅になります。

転用許可要件は、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件としまして、相続により取得した土地について、建物敷地の一部が農地であることが判明したため、既存宅地との一体利用を図る必要があるとなっております。

判定としまして、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

武芸川地区 整理番号12の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置図47から50ページです。

武芸川事務所から南東に450mの農地2134㎡になります。そのうち一部176㎡が除外の申請となります。

目的は自動車修理販売業駐車場展示場になります。

転用許可要件は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件としまして、事業拡大に伴い、既存転用地と一体的に施設を拡張し、事業の継続及び効率化を図るため。適当性として、来客用駐車場、展示スペース計9台分 150㎡から200㎡必要となっております。

判定として、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

上之保地区 整理番号13の除外申請になります。

地区別各筆調書は1ページ、位置は52から54ページです。

上之保事務所から北に700mの農地1066㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は農家住宅になります。

転用許可要件は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

除外要件として、相続により取得した土地について、未登記建物の敷地が申請地にかかっていることが判明したため、既存建物との一体利用を図る必要があるためとなっております。

判定として、6要件を満たし、除外しても差し支えないと市は考えます。

以上、4件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。1点確認したいことがあります。

12番の案件、調書には2134㎡のうち551㎡とありますが、先程176㎡が除外との説明がありましたので、確認のため説明願います。

○農林課（深川 喜正 君）

全体の面積が2134㎡、そのうち赤く囲った部分が176㎡でこの部分について除外するものとなっており、残地1582㎡は農地として利用するものとなっております。

○議長（山田 達史 君）

2134㎡から176㎡を除くと、数字が合わないかと思いますが、いかがでしょうか。

○9番（土屋 智裕 君）

図面の赤く囲った部分ではなく、緑で囲った部分が該当地ということでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

図面で車４台が描かれている箇所の真ん中あたりに緑色の線があり、そこにトラック１台ほどの広さを今回除外して、既存している部分を拡張する形になります。

○９番（土屋 智裕 君）

図面の内側は過去に除外されたところという認識でよかったですでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

はい、そうです。

○議長（山田 達史 君）

では、今回除外となるのは１７６㎡で間違いないということでよかったですね。

○農林課（深川 喜正 君）

はい、今回１７６㎡で申出がでております。

○議長（山田 達史 君）

確認がとれました。この件につきまして、質疑のある方はいらっしゃいますか。

○９番（土屋 智裕 君）

残地との関係で、１㎡合わないかと思いますが、いかがでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

ご指摘のとおり、残地が１５８３㎡となりますので修正いたします。

○議長（山田 達史 君）

残地については、１５８３㎡が正しいと確認がとれました。

○８番（池村 昭浩 君）

今回、追加する分の平米数はもっと減るのではないのでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

一体利用地が３７５㎡、除外申請が１７６㎡ありましたので、２１３４㎡から５５１㎡を引きますと１５８３㎡となります。

○ 8 番（池村 昭浩 君）

追加を入れて 5 5 1 m²ということで、よかったですでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

はい、追加をいれて 5 5 1 m²となります。

○ 2 番（早川 俊也 君）

面積の相違については、県で指摘があるのででしょうか。

2 番の案件についても平米数が異なるため、合わせて確認したほうがいいのではないのでしょうか。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

分筆すると 1 m²変わってきますが、まだ分筆されていないということでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

今後、分筆するかは、現時点ではわかりません。

○ 1 5 番（國光 勝 君）

分筆されると、小数点以下が切り捨てられ元の面積より 1 m²少なくなります、その加減なのかと思いますが、いかがでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

今後、分筆がされますとそういった可能性はあるかとは思いますが。

現時点では 1 5 8 3 m²が正しいかと思っています。

○ 2 番（早川 俊也 君）

1 0 番の案件の地番の確認ですが、総括表と位置図で異なっているため、どちらが正しいのでしょうか。

○農林課（深川 喜正 君）

総括表が正しいです。ご指摘ありがとうございます。

○議長（山田 達史 君）

その他、質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑もないようですので、議案第 7 号の除外 4 件について、番号ごとに採決いたします。

10番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号10番は「意見無し」と回答することに決しました。

11番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号11番は「意見無し」と回答することに決しました。

12番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号12番は「意見無し」と回答することに決しました。

13番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第7号13番は「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（山田 達史 君）

続いて、編入・用途区分変更について説明を願います。

○農林課（深川 喜正 君）

編入・用途区分変更について説明いたします。

編入についてです。

関地区 整理番号1の編入になります。

地区別各筆調書は2ページ、位置図は55から57ページです。

関市稲口地区の農地 5筆 4981㎡です。

令和8年3月30日に建設業工場として除外後、計画中止により編入するものです。

用途区分変更についてです。

下有知地区 整理番号 1 の用途区分変更になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 58 から 60 ページです。

関市下有知地区の農地 1 筆 990 m² です。

農業用附属物ハウス 3 棟を用途区分変更したいと言うものでございます。残地は農地として利用いたします。

以上、編入の 1 件、用途区分変更の 1 件について、ご審議お願いいたします。

○議長（山田 達史 君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第 7 号の編入 1 件、用途区分変更 1 件について、番号ごとに採決いたします。

編入 1 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 編入 1 番は「意見無し」と回答することに決しました。

用途区分変更 1 番について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 7 号 用途区分変更 1 番は「意見無し」と回答することに決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和 8 年 9 月 7 日（月）

午前 9 時 30 分より関市役所 6 階大会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（三輪 眞一 君）

（挨拶）

午前 1 1 時 0 0 分閉会